

平成24年3月30日

第2372号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（8・市町村課）……………2
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（9・市町村課）……………2
- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（10・子育て支援課）……………2
- 秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（11・地域産業振興課）……………3
- 秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（12・雇用労働政策課）……………3
- 秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（13・幼保推進課）……………3

### 訓 令

- 秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令（1・森林整備課）……………4

### 告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（161・財政課）……………4
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表（162・環境整備課）……………4
- 第3次特定鳥獣保護管理計画の策定（163・自然保護課）……………4
- 第11次鳥獣保護事業計画の策定（164・自然保護課）……………5
- 環境影響評価書の作成及び縦覧（165・産業集積課）……………5
- 秋田県土地利用基本計画の一部変更（166・建設管理課）……………5
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（167、168・都市計画課）……………6
- 県道路線の認定に関する告示の一部改正（169・道路課）……………6
- 建築基準法第22条に基づく区域の指定の一部変更（170・建築住宅課）……………6
- 証紙売りさばき人の指定（171・会計課）……………6
- 道路区域の変更及び供用開始（172・山本地域振興局建設部）……………7
- 道路区域の変更（173、174・山本地域振興局建設部）……………7
- 建設業の許可の取り消し（175・秋田地域振興局総務企画部）……………8
- 道路区域の変更及び供用開始（176、177・秋田地域振興局建設部）……………8
- 道路区域の変更（178、179・秋田地域振興局建設部）……………9
- 建設業の許可の取り消し（180・仙北地域振興局総務企画部）……………9
- 保安林の指定解除予定通知（181・仙北地域振興局農林部）……………10
- 道路の供用開始（182・平鹿地域振興局建設部）……………10
- 道路の供用開始（183・雄勝地域振興局建設部）……………10

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部） 2件……………12
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………12
- 秋田県立図書館総合電算システムについての企画提案書の提出（図書館）……………12

### 議会訓令

- 秋田県議会図書室規程（1）……………14

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（41）……………15
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（42）……………15

### 公安委員会規則

- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2・交通企画課）……………16
- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（3・警務課）……………21
- 監査委員告示
- 秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程（1）……………22
- 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（2）……………22
- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権魚種に係る増殖量（1、2）……………22
- 内水面漁場管理委員会指示
- コイ（マゴイ及びニシキゴイ）持ち出し、移植及び放流等に係る指示（1）……………24
- ブラックバス等外来魚の再放流の禁止（2）……………24

**規 則**

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第八号**

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「未成年者の法定代理人」の下に「（法人を除く。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 未成年者の法定代理人（法人に限る。）が開示請求をする場合 当該法人の代表者に係る第一号に定める書類及び当該法人に係る登記事項証明書並びに本人の戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

第三条第四項中「成年被後見人の」を削る。

**附 則**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第九号**

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則（平成十六年秋田県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第四号中「別表第八十五第十九号(ウ)」を「別表第八十五第十九号(ウ)」に改め、同号(イ)中「管理薬剤師の実務従事者の許可」を「薬局の管理者等の兼務の許可」に改め、同号(四)中「第十二条」を「第七条」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同号(五)中「第十三条第一項」を「第八条第一項」に、「再交付等の申請」を「再交付の申請等」に改め、同号(六)中「第十四条」を「第九条」に改め、同号(七)中「第十六条」を「第十一条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第十号**

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成十三年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（様式）

**第五条** 次に掲げる書類は、別に定める様式によるものとする。

- 一 法第八条の二第二項（法第九条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面

一 法第十二条の四第四項に規定する命令書

三 省令第二条第一項に規定する書面

四 省令第五条第一項に規定する書面

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(面会等の制限等の通知)

**第六条** 法第十二条第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書によるものとする。

一 制限を受け、又は解除された者の氏名、住所及び生年月日(当該者が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 制限した理由又は制限を解除した理由

三 対象となる児童の氏名、住所又は居所及び生年月日

四 制限を開始した日又は制限を解除した日

様式第五号から様式第八号までを削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県産業振興ブラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 秋田県規則第十一号

秋田県産業振興ブラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業振興ブラザ条例施行規則(平成十二年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び創業準備支援室(以下「創業支援室等」という。)」を削る。

第三条第一項及び第二項中「創業支援室等」を「創業支援室」に改める。

第四条第二項中「創業支援室等」を「創業支援室」に改め、同条第三項中「創業支援室にあっては」及び「創業準備支援室にあっては一回に限り、六月を超えない期間で」を削る。

第五条及び第六条第一項中「創業支援室等」を「創業支援室」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 秋田県規則第十二号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第五条第二項中「応じて」を「応じ、四十日分を限度として」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 秋田県規則第十三号

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則(平成十八年秋田県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

第一条中「秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例」を「秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に、「次に」を「次の各号に」に、「基準」を「要件」に改める。

第三条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条第一項中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に、「基準面積」を「認定要件面積」に改め、同条第三項中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

第四条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「基準」を「要件」に改める。

第五条中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県林産物極印取扱規程（昭和五十七年秋田県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四条第一項中「森林整備課長」を「林業木材産業課長」に改める。

別記様式の備考5中「林業木材産業課」を「林業木材産業課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第百六十一号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

第三条第二号中「相模原市」の次に、「熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

秋田県告示第162号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書がなかったので、同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 2 縦覧期間 平成24年3月30日から平成25年3月29日まで
- 3 縦覧場所 生活環境部環境整備課

秋田県告示第163号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により、次のとおり「第3次秋田県ツキノワグマ保護管理計画」「第3次秋田県ニホンカモシカ保護管理計画」「第3次秋田県ニホンザル保護管理計画」を定めたので、同条第8項において準用する同法4条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(「次のとおり」は、省略し、生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第164号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、次のとおり第11次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(「次のとおり」は、省略し、生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第165号

秋田県環境影響評価条例(平成12年条例第137号)第21条第2項の規定により、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
秋田県
- (2) 代表者の氏名  
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- (3) 主たる事務所の所在地  
秋田市山王四丁目1番1号

#### 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称  
大仙神岡地区工業団地(仮称)整備事業
- (2) 種類  
工場又は事業場の用地の造成の事業
- (3) 規模  
造成に係る土地の面積 約176ヘクタール

#### 3 対象事業が実施されるべき区域

大仙市神宮寺地内

#### 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大仙市

#### 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所  
ア 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部産業集積課  
イ 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市農林商工部企業対策課  
ウ 大仙市神宮寺字蓮沼16番地3 大仙市神岡支所市民サービス課
- (2) 縦覧期間  
平成24年3月30日(金)から同年5月1日(火)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時まで

#### 秋田県告示第166号

秋田県土地利用基本計画(昭和55年秋田県告示第962号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年3月30日



秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県土地利用基本計画図中森林地域（能代市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町に係る部分に限る。）を別図のとおり変更する。

（「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設交通部建設管理課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**秋田県告示第167号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、湯沢市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき図書  
湯沢都市計画公園（2・2・3号根小屋町街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第168号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき図書  
男鹿都市計画下水道（男鹿市公共下水道）の変更の総括図及び計画書
- 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第百六十九号**

県道路線の認定（平成十年四月二十一日秋田県告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「あきた北空港東線」を「大館能代空港東線」に、「あきた北空港西線」を「大館能代空港西線」に改める。

**秋田県告示第百七十号**

建築基準法第二十一条に基づき区域の指定（昭和四十二年秋田県告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

表横手市の項、増田町の項、平鹿町の項、雄物川町の項、大森町の項、十文字町の項、山内村の項及び大雄村の項を削る。

**秋田県告示第171号**

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県職員消費生活協同組合	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎売店	平成24年3月21日

## 秋田県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代二ツ井線	能代市常盤字上野下62番地1地先から天内字下悪戸5番地1地先まで	13.80～34.40	0.392
	新	能代二ツ井線	〃	23.40～39.00	0.392

## 2 供用開始の期日 平成24年3月30日

## 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 秋田県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	常盤峰浜線	A 能代市常盤字上本郷202番1地先から山本郡八峰町峰浜目名濁字目長田家後104番地先まで	6.40～69.00	16.167
	新	常盤峰浜線	B 能代市常盤字上本郷201番1地先から山本郡八峰町目名濁字目長田家後104番地先まで	8.10～30.7	19.317

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 3 平成24年4月1日から施行とする。

## 秋田県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	埴川能代線	A 山本郡八峰町峰浜埴字豊前長根5番3地先から字豊前長根5番2地先まで	10.00～20.00	0.016
	新	埴川能代線	A 山本郡八峰町峰浜埴字豊前長根113番8地先から字豊前長根5番2地先まで	10.00～38.00	0.204

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 3 平成24年4月1日から施行とする。

## 秋田県告示第175号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年3月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
渡部建設  
秋田市河辺諸井字山根137番地14  
渡 部 秋 雄  
秋田県知事許可(般-21)第40250号
- 3 処分の内容  
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年3月22日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市手形山崎町191番10から145番8まで	15.00~30.00	0.103
	新	秋田岩見船岡線	〃	15.00~41.00	0.103

- 2 供用開始の期日 平成24年4月1日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 秋田県告示第177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	土崎港秋田線	秋田市將軍野南三丁目66番2から外旭川八柳三丁目53番1まで	5.00~39.00	1.374
	新	土崎港秋田線	秋田市外旭川八柳三丁目281番から53番1まで	18.00~39.00	0.346

- 2 供用開始の期日 平成24年4月1日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで



## 秋田県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	341号	A 秋田市雄和女米木字川崎29番2地先から字石川210番6地先まで	5.50～10.00	1.353
			B 秋田市雄和女米木字川崎46番1地先から字石川216番5地先まで	13.00～43.50	1.824
	新	341号	秋田市雄和女米木字川崎46番1地先から字石川216番5地先まで	13.00～43.50	1.824

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 秋田県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田雄和 本荘線	A 秋田市雄和戸賀沢字金山沢20番3地先から雄和女米木字川崎25番7地先まで	5.50～48.00	2.725
			B 秋田市雄和戸賀沢字金山沢99番1地先から雄和女米木字川崎46番1地先まで	13.00～115.00	3.620
	新	秋田雄和 本荘線	秋田市雄和戸賀沢字金山沢99番1地先から雄和女米木字川崎46番1地先まで	13.00～115.00	3.620

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 秋田県告示第180号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 処分をした年月日

平成24年3月19日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社木村通信

大仙市川目字川目121番地の内2

清算人 木 村 敏 夫

秋田県知事許可（般-19）第80410号

## 3 処分の内容

電気通信工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### 4 処分の原因となった事実

平成24年3月19日付で電気通信工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メ ートル)	実測 (ヘクタ ール)				
仙北市		西木町 西明寺	川前	8の3	1,184	0.1184	0.1184	0.1184	なだれ の危険 の防止	道路施 設用地 とする ため
合 計					1,184	0.1184	0.1184	0.1184		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

##### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町薄井字薄井73番1地先から大雄字六町367番1地先まで

2 供用開始の期日 平成24年3月30日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

#### 秋田県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

##### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	下開清水線	雄勝郡羽後町字大久保668番2から521番2まで

- 2 供用開始の期日 平成24年3月30日  
 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年3月30日から同年4月12日まで

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任監事の住所及び氏名  
 能代市浅内字寒川家上10番地 多賀谷 政 文  
 2 就任監事の住所及び氏名  
 能代市浅内字中谷地103番地 平 川 悟

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字飯塚66番地

富 樫 正 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新城川土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西目土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月21日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市大曲土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名  
 大仙市内小友字荒町147番地 後 藤 幾久雄  
 2 退任監事の住所及び氏名  
 大仙市大曲西根字鳥居180番地 山 崎 長 清

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

- 1 退任理事の住所及び氏名  
 大仙市強首字強首269番地 小山田 雅 浩  
 〃 〃 字強首98番地 佐々木 公 憲  
 〃 寺館字松葉3番地1 鈴 木 吉 男  
 〃 強首字強首550番地15 佐 藤 哲 吉  
 〃 北野目字走り30番地 石 井 隆 男  
 〃 強首字上野台3番地8 進 藤 桂太郎  
 〃 木原田字長サ田1番地4 佐々木 和 雄

大仙市木原田字江原田40番地	進 藤 儀 勝
〃 九升田字九升田30番地	森 川 文 夫
〃 大沢郷寺字皆別当66番地	戸 島 幸 喜
〃 北野目字北野目57番地	佐々木 忠 永
〃 寺館字常野27番地	田 口 繁
〃 大巻字宅地16番地	進 藤 巖
2 就任理事の住所及び氏名	
大仙市大巻字宅地16番地	進 藤 巖
〃 北野目字走り30番地	石 井 隆 男
〃 強首字強首269番地	小山田 雅 浩
〃 寺館字常野27番地	田 口 繁
〃 大沢郷寺字皆別当66番地	戸 島 幸 喜
〃 木原田字長サ田1番地4	佐々木 和 雄
〃 北野目字北野目36番地	佐々木 孝 雄
〃 強首字大場崎213番地	佐 藤 昭 治
〃 寺館字松葉3番地1	鈴 木 吉 男
〃 強首字強首550番地15	佐 藤 哲 吉
〃 高城字家ノ下13番地	信 太 正 義
〃 強首字強首98番地	佐々木 公 憲
〃 木原田字江原田40番地	進 藤 儀 勝
〃 強首字上野台3番地8	進 藤 桂 太 郎
〃 九升田字九升田3番地	田 村 康 雄
3 退任監事の住所及び氏名	
大仙市強首字強首135番地	三 浦 光 行
〃 寺館字寺館2番地3	高 橋 保 博
〃 九升田字九升田46番地2	進 藤 秀 英
4 就任監事の住所及び氏名	
大仙市強首字強首135番地	三 浦 光 行
〃 九升田字九升田46番地2	進 藤 秀 英
〃 寺館字寺館2番地3	高 橋 保 博

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市横堀土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十文字町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月21日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県立図書館総合電算システムについて、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 企画提案書の提出を求める事項

##### (1) 名称

秋田県立図書館総合電算システム

##### (2) 目的及び概要

秋田県立図書館における蔵書管理、利用者管理及び関連情報の電算化による利便性の向上及び事務の効率化、省力化を図るため、総合電算システムの設計開発を行い、同システムを秋田県に貸与する。

- (3) 履行場所  
秋田市山王新町14番31号 秋田県立図書館
- (4) 履行期限  
平成24年9月30日(日)
- 2 企画提案書を提出する者に必要な資格  
次に掲げる事項のいずれも満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
  - (3) 国又は地方公共団体等において、公告業務と同程度の同種又は類似のシステムを導入した実績を有する者であること。
  - (4) 公募期間中に国及び地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
  - (5) その他、企画提案依頼書に添付される秋田県立図書館総合電算システム賃貸借業務企画提案競技実施要領による。
- 3 参加資格の確認手続き
  - (1) 提出書類及び部数  
次に掲げる書類を1部提出すること。  
参加資格確認申請書  
申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
    - イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等
    - ウ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容
    - エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)
  - (2) 提出方法  
1(3)で定める場所に郵送又は持参すること。
  - (3) 提出期限  
平成24年4月27日(金)午後5時
  - (4) 参加資格の確認結果  
参加資格の確認結果は、平成24年5月2日(水)までに書面にて通知する。
- 4 企画提案書等の提出手続き
  - (1) 提出書類
    - ア 企画提案書
    - イ 見積書
  - (2) 提出方法  
1(3)で定める場所に郵送又は持参すること。
  - (3) 提出期限  
平成24年5月10日(木)午後5時
- 5 契約候補者の選定等
  - (1) 選定に関し審査する事項  
企画提案書等を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、別に定める評価基準に定めた項目とする。
  - (2) 選定方法  
企画提案書及び面接により審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を契約候補者として選定する。
  - (3) 選定期間  
選定は、平成24年5月下旬を目処に行う。
  - (4) 選定結果の通知  
選定結果については、書面により速やかに通知する。
- 6 企画提案依頼書等の交付期間及び交付場所
  - (1) 企画提案依頼書の交付期間は、公告の日から平成24年5月10日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
  - (2) 交付場所は、1(3)で定める場所で直接交付する。
- 7 その他



- (1) この公告に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (4) 契約候補者の選定に際して、提案者に対して企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (5) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
- (6) 問い合わせ先  
秋田県立図書館総務班（電話018-866-8400）

## 8 概要

## Summary

- (1) Subject matter  
Proposals for the creation of an electronic prefecture library total system
- (2) Deadline for the submission of proposals  
5:00 P.M. 10 May, 2012
- (3) Contact information  
Akita Prefectural library  
14-31 Sannoshinmachi, Akita City, Akita prefecture 010-0952, Japan, TEL 018-866-8400

## 議 会 訓 令

## 秋田県議会訓令第一号

事務局 一般

秋田県議会図書室規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋田県議会議長 大里 祐一

## 秋田県議会図書室規程

秋田県議会図書室規程（昭和三十七年一月四日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この訓令は、秋田県議会図書室（以下「図書室」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

**第二条** 図書室においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十八項に規定する官報、公報及び刊行物並びに議員の調査研究に必要と認められる図書及び資料（音声又は映像を記録した磁気テープ、光ディスク等を含む。）（以下これらを「図書室資料」という。）を保管し、議員の利用に供するものとする。

（開室時間等）

**第三条** 図書室の開室時間は、議会事務局の執務時間とする。

**2** 図書室資料のほく書又は整理のためその他図書室の運営及び管理のために必要があると認めるときは、臨時に図書室を休業し、又は前項の開室時間を変更することができる。

（閲覧等）

**第四条** 図書室資料の閲覧又は視聴は、その旨を係員に申し出て、図書室内において行うものとする。

（貸出し）

**第五条** 図書室資料の貸出しを受けようとする者は、事務局長が定める手続により係員に申し出なければならない。

**2** 図書室資料の貸出しは一人五冊以内とし、その期間は十四日以内（図書以外の図書室資料にあつては、三日以内）とする。

**3** 前項の期間は、一回に限り延長することができる。

**4** 議長は、必要があると認めるときは、前二項による期間中であっても貸し出した図書室資料の返却を求めることができる。

（貸出しの禁止）

**第六条** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる図書室資料は、貸し出すことができない。

- 一 辞書、事典、名簿、会議録その他の常時図書室に配架して、議員の閲覧に供する必要があると認められる図書室資料
- 二 加除式の図書である図書室資料

三 磁気テープ、光ディスク等である図書室資料

四 前三号に掲げるもののほか、貸し出すことが不適当なものとして議長が指定する図書室資料

(図書室資料の取扱い)

**第七条** 図書室資料を利用するに当たっては、汚損し、又は紛失しないよう取り扱わなければならない。

2 図書室資料を汚損し、又は紛失したときは、直ちに議長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 貸出しを受けた図書室資料は、他に転貸してはならない。

(一般の利用)

**第八条** 議長は、議員の利用に支障がない場合には、図書室を一般に利用させるものとする。ただし、県職員以外の者の利用にあつては、図書室資料の閲覧又は視聴に限る。

2 第四条から前条までの規定は、前項の規定により図書室を一般に利用させる場合について準用する。

(帳簿の備付け)

**第九条** 図書室には、図書室資料に関する情報を記録した帳簿又はデータベースを備え、その保管及び貸出しの状況を明らかにしておかなければならない。

(議会運営委員会への諮問)

**第十条** 図書室の管理及び運営に関して議長が特に必要と認める事項については、議会運営委員会に諮るものとする。

(補則)

**第十一条** この訓令に定めるもののほか、図書室の管理及び運営に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,340

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

219,500

### 秋選管告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,084
能代市山本郡	25,954
横手市	27,721
大館市	22,183
男鹿市	9,412
湯沢市雄勝郡	20,171
鹿角市鹿角郡	11,459
由利本荘市	23,808
潟上市	9,598
大仙市仙北郡	31,466
北秋田市北秋田郡	11,313
にかほ市	7,615

仙北市	8,436
南秋田郡	7,451

## 公 安 委 員 会 規 則

### 秋田県公安委員会規則第2号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の3に次の1項を加える。

- 3 運転免許センター長を経由して運転経歴証明書の交付申請を行おうとする者は、当該申請書に申請用写真を添付することを要しない。

第15条の5を次のように改める。

第15条の5 施行規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書の様式は、様式第18号の2によるものとする。

- 2 施行規則第30条の12第2項の運転経歴証明書記載事項変更届の様式は、様式第18号の3によるものとする。

- 3 施行規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書の様式は、様式第18号の4によるものとする。

様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号の2 (第15条の5 関係)

資料 区分	経歴証明 36-B9	県 内	住所 51	氏名 52	住+氏 53	県 外	住所 A1	住+氏 A3
----------	---------------	--------	----------	----------	-----------	--------	----------	-----------

### 運転経歴証明書交付申請書

秋田県公安委員会 様

申請日	年 月 日
-----	-------

フリガナ		生年 月日	明・大・昭・平
氏名		年 月 日	
電話番号	—	—	

写真

※太線の枠内を記載してください。

※免許証の記載内容から変更がある方は、以下に記入してください。

フリガナ		生年 月日	明・大・昭・平
氏名		年 月 日	
住 所			
電話番号	—	—	

受付場所	センター・ 署
登録年月日 (交付年月日)	
登録番号 (照会番号)	

- 運転免許証所持者
- 過去5年以内に免許証を返納した者で、経歴証明書の交付を受けていない者(下欄「免許情報」記載)

「 免許証の写し 」

#### 免許証情報

免許番号												申請取消 年月日
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------

呼び名 氏名			年 月 日生
住所 交付	年 月 日		
条件等			
番 号	第	号	
二小原	年	月	日
その他	年	月	日
二種	年	月	日

様式第18号の2の次に次の2様式を加える。

様式第18号の3 (第15条の5関係)

	住所	氏名	住+氏		住所	住+氏	生年月日
県内	51	52	53	県外	A1	A3	50

### 運転経歴証明書記載事項変更届

秋田県公安委員会 様

届出日	年 月 日
生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日

変更した事項	フリガナ	
	氏名	
	住所	秋田県
	電話番号	自宅又は携帯 - -

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

〔 経歴証明書の写し 〕

登録年月日		登録番号		受理	
				受理番号	

呼び名						年 月 日生
氏名						
本籍						
住所						
交付	年	月	日			
平成						
免許の条件等						
番号	第	号				
二小原	年	月	日	種		
その他	年	月	日	類		
二種	年	月	日			



様式第18号の4 (第15条の5 関係)

資料	再	県	住所	氏名	住+氏	県	住所	住+氏
区分	36-B9	内	5 1	5 2	5 3	外	A 1	A 3

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

秋田県公安委員会 様 申請日 年 月 日

フリガナ				電話番号(自宅又は携帯)		
氏名				-		
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	性別	男 女
住所						



※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

申請の理由	<input type="checkbox"/> 旧経歴証明書からの切替		<input type="checkbox"/> 亡失・汚損等のため(裏面にも記載)					
経歴証明書番号								
交付年月日	年	月	日	照会番号	初回交付年月日	年	月	日

〔旧経歴証明書の写し(切替の場合)〕

本人確認した書類等	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> その他( )
受付場所	センター・ 署	登録年月日 (新交付年月日)		登録番号 (新照会番号)	

呼び名			
氏名			
本籍			
住所			
交付	年	月	日
平成			
免許の条件等			
番号	第	号	
二小原	年	月	日
その他	年	月	日
二種	年	月	日
種類			

様式第18号の4 (第15条の5関係) (裏面)

**運転経歴証明書亡失・滅失・盗難てん末書**

秋 田 県 公 安 委 員 会 様

年 月 日

※太線の枠内及び裏面を記載してください。  
折り曲げないでください。

住 所	秋 田 県				
氏 名	生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年 月 日		
亡失・滅失 年 月 日 時	年 月 日	午前・午後	時 頃 から		
	年 月 日	午前・午後	時 頃 までの間		
亡失・滅失の 場所 (区間等)					
亡失・滅失 盗難の状況					
警 察 署 へ の 届 出	届 出	有・無	届 出 年 月 日	年 月 日	届 出 先
過 去 3 か 月 以 内 の 違 反 等	違 反 名 ( )			人 身 事 故 歴	回
過 去 1 年 以 内 の 再 交 付 回 数	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回 以 上
再交付の理由については、記載の事実間違いありません。 なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、旧運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。					
氏 名					印

担 当 者	階 級	氏 名	印
-------	-----	-----	---

再 交 付 の 運 転 経 歴 証 明 書 を 受 領 し ま し た。					
年	月	日	午前・後	時	分
氏 名					印

別表第2の一般国道7号大館西道路の項中

「

大館市根下戸字赤沼地内大館南インターチェンジから同市釈迦内字釈迦内  
187番4先まで

」

を

「

大館市根下戸字赤沼地内大館南インターチェンジから同市釈迦内字釈迦内  
187番4先まで

大館市櫃崎字出川道上327番先から同市根下戸新町207番1先まで

」

に改める。

別表第2の県道秋田停車場線の項中

「

秋田市旭北錦町1番2地先から同市川尻町字大川反233番234地先まで

」

を

「

秋田市旭北錦町1番2地先から同市川尻町字大川反233番234地先まで

秋田市外旭川字菅野104番1地先から同市泉字登木65番先まで

」

に改める。

別表第2の県道秋田御所野雄和線の項中

「

秋田市河辺戸島字三嶽40番3先から同市雄和椿川字小友沢40番7地先まで

」

を

「

秋田市河辺戸島字三嶽40番3先から同市雄和椿川字小友沢40番7地先まで

秋田市上北手御所野字雨池通5番58から同市河辺戸島字川苗代90番2まで

」

に改める。

別表第2の市道追分下出戸線の項の次に次のように加える。

「

市道八幡田地下道線	秋田市外旭川字三千刈198番1地先から秋田市泉菅野一丁目 19番1号先まで
-----------	--

」

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 秋田県公安委員会規則第三号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和三十二年秋田県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「49」を「51」に、「84」を「87」に、「153」を「157」に、「136」を「137」に、「210」を「202」に、「632」を「634」に、「249」を「253」に、「204」を「208」に、「418」を「406」に、「596」を「609」に、「1,322」を「1,327」に、「139」を「135」に、「76」を「78」に、「161」を「164」に、「357」を「365」に

「554」を「543」に、「806」を「811」に、「1,954」を「1,961」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 監 査 委 員 告 示

### 秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員処務規程(昭和四十二年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「旅行命令」を「出張及び復命」に改める。

第三条第一項中「相互の連絡調整を図る」を「の職務執行に関して必要な事項を審議する」に改める。

第四条中「次に」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十一号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の規定により合議を要する場合のほか、次に」に改め、第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とする。

第九条中第一号を次のように改める。

一 定期監査 毎年監査委員の定める日

第九条第二号及び第三号中「適宜」を「毎年監査委員の定める日」に改め、同条第八号中「知事から当該審査に必要な書類の提出があったとき。」を「毎年十月」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三条監査第二課第六号中「の審査等」を「等の審査」に改め、同条同課第八号中「開催通知」の下に「及び会議記録の保存」を加える。

第五条第一項第二号中「旅行命令」を「出張及び復命」に改め、同条第二項第一号中「調整」を「調製」に改め、同項第二号中「当該課に所属する」を「所属の」に改め、同項に次の四号を加える。

四 班長の出張及び復命に関する事。

五 班長の時間外勤務及び休日勤務に関する事。

六 所属の職員の休暇(班長以外の職員の年次休暇を除く。)及び職務に専念する義務の免除に関する事。

七 所属の職員のうち、上席主幹及び班長の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。

第五条第三項中「次に掲げる事務」を「職員の通勤手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関する事務」に改め、各号を削り、同条第四項中「当該班に所属する」を「所属の」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成24年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成24年3月30日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

漁業協同組合	免許番号	魚							種		産卵場造成 箇所
		あゆ kg	いわな 千尾	やまめ 千尾	こい kg	ふな kg	やうな 千尾	つめぎ 千尾	にじま 千尾	さくす 千尾	
雄勝漁業協同組合	内共1号	400	15	100							3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共2, 3号	500	25	25	75	25					3
成瀬川漁業協同組合	内共4号	400	35	45	15	15					3
雄物川上流漁業協同組合	内共5号	225	3	12	215	10	50				3
県南漁業協同組合	内共6号	275	3	3	693	25	125				3
横手川漁業協同組合	内共7号	200	10	10	265	10	125				3
仙北漁業協同組合	内共8号	65	9	19	715	25					7
仙北中央漁業協同組合	内共9号	160	5	10	385	50	50				5
角館漁業協同組合	内共10号	1,548	37	62	188	35	50				3
仙北西部漁業協同組合	内共11号	275	10	10	350	125	135				3
岩見川漁業協同組合	内共12号	750	20	143	300	25	150				3
鹿角市河川漁業協同組合	内共13号	135	59	4							3
比内町漁業協同組合	内共14号	110	60	60	25	25	25				5
小坂町漁業協同組合	内共15号		5	5				5			1
大館市漁業協同組合	内共16号	93	10	10	105	10	50				4
田代漁業協同組合	内共17号	300	10	15	50	25	50				3
鷹巣漁業協同組合	内共18号	150	10	10	50	5					2
阿仁川漁業協同組合	内共19,20,21号	545	36	41	123	20	250	1			3
粕毛漁業協同組合	内共22号	400	20	40	140	10					3
能代市常盤川漁業協同組合	内共23号	52	2	10			50				1
子吉川水系漁業協同組合	内共24, 25号	1,018	16	21	1,275	75	300				7
八峰町真瀬川漁業協同組合	内共26号	150	15	6							1
馬場目川漁業協同組合	内共27号	65	20	5	55						4
田沢湖漁業協同組合	内共28号	143	14	12	33	5					1
雄物川水系(9漁協)	内共29号									137	
米代川水系(8漁協)	内共30号									107	
子吉川水系(1漁協)	内共31号									33	
合計		7,957	447	676	5,056	520	1,410	6	277		77



## 秋田県内水面漁場管理委員会告示第2号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成24年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成24年3月30日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
農内共第1号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます ふな えび さくらます	70万尾 5万尾 16箇所 1万尾

## 内水面漁場管理委員会指示

## 秋田県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。

平成24年3月30日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

## 1 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす県内の水面

## 2 指示の内容

## (1) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただしまん延防止のため及び公的機関が試験研究並びに検査に供する場合はこの限りではない。

## (2) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

## (3) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア 汚染水域由来でないこと。

イ 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

## (4) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

## 3 指示をする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 秋田県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成24年3月30日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

## 1 指示をする区域

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）

(2) ブルーギル

## 2 指示の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号